

令和4年第5回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年5月27日（金）

江東区教育委員会

令和4年第5回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年5月27日（金）午後2時00分
- 2 閉会年月日 令和4年5月27日（金）午後3時15分
- 3 開 会 場 所 教科書センター（江東区教育センター内）
- 4 出 席 委 員 本多健一朗（教育長）、眞貝裕利子（教育長職務代理者）、
鈴木清人、本田和恵、安部敏啓
- 5 出 席 職 員 杉村教育委員会事務局次長、
星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、
飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、
笠間地域教育課長、棚瀬江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 議案第10号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第2 議案第11号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
 - 日程第3 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 日程第4 議案第13号 江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第5 議案第14号 江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事請負契約
 - 日程第6 議案第15号 江東区立第二大島小学校改築工事請負契約
 - 日程第7 議案第16号 江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約
 - 日程第8 議案第17号 江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約
 - 日程第9 議案第18号 江東区立深川第二中学校校舎その他改修工事請負契約
 - 日程第10 議案第19号 江東区立深川第二中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
 - 日程第11 議案第20号 江東区立深川第二中学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
- 7 報告事項
 - （1）改築工事期間中の学校移転先について
 - （2）部活動改革に関する検討状況について
 - （3）「江東区SNS教育相談2021」の実施結果について
 - （4）令和3年度江東区立図書館サービス計画の実績報告について

(5) 学校施設の収容対策について

8 協議事項

(1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

9 審議概要

本 多 教 育 長 ただいまより、令和4年第5回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議に、理事者である賀来学務課長が欠席となります。御了承いただければと思います。

本日の会議録署名委員を御指名いたします。本田委員、安部委員にお願いいたします。

それでは、審議に入ります。日程第1 議案第10号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第10号 令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）上記の議案を提出する。令和4年5月27日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

それでは、教育委員会事務局に係る補正予算第1号について御説明申し上げます。

資料1-1の1ページ、歳入歳出予算総括を御覧願います。教育費は1,906万5,000円の増額となっております。

続いて歳出についてですが、別紙にて御説明いたします。資料1-2、令和4年度一般会計補正予算（第1号）の概要についてを御覧ください。

まず、小学校教育情報化推進事業として、デジタル教科書の導入では、令和3年度に引き続き、国の学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業に参加することとなりましたが、国の選定により本事業の対象外となった学校にもデジタル教科書を導入することで、本区として今後の導入について検証いたします。経費として213万4,000円を計上いたします。

次に、小中学校給食運営事業として、2の学校給食食材料費の公費負担では、足元の食材料費高騰への緊急的な対応として、現行給食の質を維持するため、各小中学校並びに義務教育学校への緊急支援を実施いたします。経費として1,693万1,000円を計上いたします。

最後に、区の全体の補正予算について御説明申し上げます。参考としてお配りしています令和4年度江東区一般会計補正予算（第1号）総括を御覧ください。今回の本区全体の補正額は57億6,600万円の増額で、

補正前の額に対して2.52%の伸びとなっております。

以上、簡単ではありますが、補正予算の説明を終わります。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、お諮りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第2 議案第11号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起についてを議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第11号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について。上記の議案を提出する。令和4年5月27日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

星 名 庶 務 課 長 私から、議案第11号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について、概要を御説明いたします。

議案書を御覧ください。訴訟の当事者でございますが、原告は江東区、被告は記載の借受人及び連帯保証人となります。事件、訴えの要旨につきましては、奨学資金として区が貸し付けた全額について、区から再三の督促にもかかわらず返還に応じないことから、支払いを求めるために訴訟を提起するものでございます。

次に資料2を御覧ください。こちらで詳細について御説明をいたします。

まず、江東区奨学資金貸付金についてでございますが、こちらの事業につきましては、生計上の理由で高等学校等への就学が困難な区内在住の生徒に対し、入学準備金や授業料を貸し付ける事業でございまして、制度発足以来、これまでに3,731人に18億円余を貸し付けているという実績でございます。現在51件、1,600万円余が滞納というところになってございます。

債権の回収につきましては、区の私債権の管理条例に基づきまして、滞納案件について回収業務及び滞納業務について、弁護士事務所に依頼をしているというところでございます。委託件数等につきましては記載のとおりでございます。

次に、今回の返還請求に係る民事訴訟の提起につきましては、督促・催告が届いているが連絡がないものという形になってございまして、記載の1件、貸付金額は55万4,000円でございます。

訴訟提起することによりまして、時効完成の猶予・更新の効果を有するとともに、訴訟が契機となりまして借受人との協議が進めば、和解にもつ

ながるというところが期待できるものでございます。

2 ページを御覧ください。今後の流れでございますが、本委員会で御可決いただければ、区議会に上程、区議会での御可決をいただいた後、訴えの提起、口頭弁論を経て、判決となるところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 この滞納件数なんですけれども、51 件と書いてありますが、このところの数年間の滞納件数の傾向というのはどんな傾向になっているか、それから、2 つ目のこの弁護士事務所への委託ということなんですけれども、これは1 社の弁護士事務所なのかどうかということと、その委託費というのはどのくらいお支払いされていて、どのくらいの金額が今成功率として獲得できているのかということと、最後ですけど、裏面のところに、2 年度の実績で交渉中1 件と書いてありますが、これはどのような形に今なっているのかというのを教えていただきたいと思います。

星 名 庶 務 課 長 対応の件数なんですけれども、弁護士委託の案件の件数でございますが、奨学貸付金自体は今現在減少傾向にあるというところで、滞納件数についても徐々に減ってきてはいると。これはもう全体の総パイが減っているからというイメージでございます。ただ、貸し付けたものについては一定程度滞納が発生しているという状況には変わりございません。

弁護士事務所への委託なんですけれども、1 社の弁護士事務所に委託をしております、その弁護士さんが、1 件について1 人ついていただくというような形になってございます。

委託料につきましては、回収にかかる当初着手金が3 万8,500 円、あとは成功報酬として、獲得した金額の15 ～25 %という形で委託をやっているところでございます。

交渉中の1 件につきましては、和解になりつつあるんですけれども、そこでまだ交渉しているという段階で、具体的な返還には至っていないということで、今継続でやっているところでございます。

以上でございます。

鈴 木 委 員 ちょっと追加でいいですか。昨年度の実績で、その25 %というのはお幾らになるんですか。

星 名 庶 務 課 長 令和3 年度の実績としては、1,172,600 円でした。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

安部委員 ちょっと勉強という意味も含めて教えてください。もともとこの貸し付ける方というのは、生計上の理由ということで、いろいろ苦しい状況があるという意味では、お金を貸してもこのようなことになるというリスクが比較的高めとも言えるのではないかと思うんですけど、その辺はどういうふうに御認識されているのでしょうか。

星名庶務課長 委員御指摘のとおり、一定の基準で生計が苦しい方に貸付けをしているというところで、支払いがなかなか難しいということはあろうかと思えます。ただ、基本的に貸し付けるのは生徒さんに貸付けをして、連帯保証人に大体親御さんがなられているというケースでございます。高校の間、授業料貸付けをして、高校を卒業したら返還を始めていただくんですけども、大学等に行っている間については猶予という制度がございます。そこを猶予しているというところで、本格的に就職して返せる状況になってから返していただくという形で考えてございます。したがって、生計的に難しいから返せないような状況ではないというふうには認識しているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

安部委員 ありがとうございます。

本多教育長 ほかいかがでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第3 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第4 議案第13号 江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則は互に関連する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第12号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例及び議案第13号 江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則。上記の議案を提出する。令和4年5月27日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条及び第29条の規定に基づき、本案を提出します。

星名庶務課長 それでは私から、江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則について御説明をいたします。資料3を御覧ください。

まず、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改正についてでございます。趣旨につきましては、教員が非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、心身に著しい負担を与える業務について支給することになっております特殊勤務手当につきまして、東京都が小中学校教員等の手当額を改正したことを受けまして、その均衡を図るために幼稚園教育職員の上限額の改定を行うものでございます。

改正内容でございますが、特殊業務手当の額の上限を6,400円から1万6,000円に改めるものでございます。具体的な金額につきましては、この後に御説明いたします江東区立幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則に定められているところでございます。

施行期日につきましては公布の日からとしまして、令和4年4月1日以降、公布の日までに手当発生勤務があった場合につきましては、改正前の手当額との差額を内払いとして支給するものと考えてございます。

次に、幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の改正について御説明いたします。

まず趣旨でございますが、今御説明をいたしました条例の改正に基づきまして、具体的な支給額を改正するものでございます。

2ページを御覧ください。改正の内容につきましては、表のとおり、従事した業務に対応する手当額を改正するということでございます。1番につきましては日額3,200円から8,000円に、2番につきましては日額6,400円から1万6,000円、3番につきましては日額3,000円から日額7,500円、4番につきましては日額3,000円から7,500円というところでございます。

施行期日につきましては、基本的には条例改正と同様でございます。

なお、本規則につきましては、区議会での条例可決が前提となるものでございまして、区議会で御可決いただいた後に、特別区人事委員会の承認を経た後に改正となるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

本多教育長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 ではお諮りいたします。日程第3及び日程第4について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第5 議案第14号 江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事請負契約を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第14号 江東区立元加賀小学校校舎その他改修工事請負契約、上記の議案を提出する。令和4年5月27日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

西尾学校施設課長 それでは、議案第14号について御説明いたします。

本件は、給食室改修など小規模改修工事を行うものでございます。こちらにつきましては5月20日に一般競争入札が行われ、記載の株式会社入沢工務店が4億84万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料4に入札結果を添付しており、落札率は92.7%でございます。本議案は、第2回区議会定例会の議決を受け、本契約の締結となります。

また、工期末につきましては令和5年3月17日まででございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 これをざっと見せていただいたんですが、この資料4の元加賀小学校の入札結果なんですけれども、9者いて、6者が辞退という形になってますよね。これはちょっとほかから比べると極端に辞退者が多いと思うんですけれども、どのような理由でこういう傾向になるのか、分かれば教えていただきたいんですけど。

西尾学校施設課長 これは辞退の理由までは聞いていない状況でございますが、傾向としては、こういう札を入れない状況が時々生じているということは認識しております。

以上でございます。

鈴 木 委 員 例えば同日に入札があって、前の物件で受注したので次は辞退するとか、そういうこともあるのか、それとも最初の入札の選定のときに、ちょ

っと調査が足りなくて数が多過ぎたとか、そういうことはないんでしょうか。

西尾学校施設課長 通常業者につきましては指名委員会を経て選定しておりますので、そういった懸念のあるような事項はあまりないというふうには考えております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 ちょっと辞退が多いので気になりました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それではお諮りいたします。日程第5について、原案のとおり決定することについて御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

次に、日程第6 議案第15号 江東区立第二大島小学校改築工事請負契約、日程第7 議案第16号 江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約、日程第8 議案第17号 江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約はいずれも第二大島小学校改築に関する議案ですので、江東区教育委員会会議規則第14条第2項の規定により一括議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第15号 江東区立第二大島小学校改築工事請負契約、議案第16号 江東区立第二大島小学校改築電気設備工事請負契約及び議案第17号 江東区立第二大島小学校改築機械設備工事請負契約、上記の議案を提出する。令和4年5月27日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、本案を提出します。

西尾学校施設課長 それでは、私のほうから議案第15号から第17号まで一括して御説明いたします。

まず、議案第15号について御説明します。

本件は区の長期計画に基づく改築工事でございます。こちらは建築工事となりまして、5月17日に一般競争入札が行われ、記載の多田・新日本・中島松男建設共同企業体が32億7,580万円で落札し、仮契約を結んだところでございます。

資料5に入札結果を添付しており、落札率は100%でございます。

続きまして、議案第16号について御説明します。

本工事は議案第15号に伴う電気設備工事でございます。5月19日に

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、本報告を終了いたします。
続いて、報告事項２ 部活動改革に関する検討状況についてを説明願います。

守屋教育支援課長 私からは、資料１２に基づきまして、部活等改革に関する検討状況について御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

まず、１に背景を示させていただいております。文部科学省は、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン並びに文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン、これらを相次いで策定いたしまして、部活動改革に乗り出しております。

さらに令和２年度の事務連絡によりまして、公立学校における働き方改革の視点も踏まえながら、徐々にスポーツ・文化活動を地域に移行していく、特に休日については地域に移行していく環境を整備する、そういったことを提言しております。

また、休日の部活動につきましては、地域活動として地域人材が担う地域部活動へ段階的に移行する方針を示すなど、部活動改革が国を挙げて進められている、そのような背景がまずございます。

２点目といたしまして、私どものこれまでの取組について概略を御説明したいと思います。本区におきましても、特色ある部活動を推進したり、また江東区立学校に係る部活動の方針、通称部活動ガイドラインと称しておりますけれども、こちらを平成３０年１１月に策定するなど、部活動改革を進めてまいりました。

また、昨年度からであります、部活動の振興を図る検討委員会、こちらはしばらくの間休止しておりましたが、これを新たに再開いたしまして、休日の部活動につきまして教職員が行わずに、地域人材・地域団体が担うことで、指導経験がない教職員の多大な負担や休日の長時間勤務の軽減を図る、また持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現、生徒主体の部活動を一層推進していくための在り方について、検討を開始いたしました。

ここまでの背景と取組の概要となっております。

そして、それら部活動の振興を図る検討委員会等を通じまして明らかになってきた課題として、３のところに４点掲げさせていただいております。

今後の国の方針を受けまして、休日の部活動を指導する担い手や民間企業の確保をどのように進めていくのか、２点目といたしまして、社会スポーツ団体、社会体育施設、地域団体との連携をどのようにしていくのか、３点目といたしましては、合同部活動の推進や教職員の兼職・兼業などの部活動化の在り方、こちらは制度面での整理が必要となってくること、また４点目、こちらは財政的な面ですけれども、指導者の担い手に対する経

費の財源確保をどうしていくのか、また場合によっては受益者負担が発生するかもしれないというようなことが提言内にも出てきていることから、これをどのように整理していくのかなど、課題は山積してございます。

これら部活動の振興を図る検討委員会で、これから急ぎ検討していかなくتهはいけないんですけれども、その中でも特に今年度、令和4年度の検討における取組の一つを、こちらで報告させていただきたいと考えております。

こちらは項目の4にお示ししておりますけれども、今年度は課題解決策の一つとして、民間企業による指導者派遣を試行的に実施しよう、そのように考えてございます。こちらは連携協力のお申出があった事業等の指導者の方を希望があった学校に実際に派遣して、そこで得た成果、もしくは課題も上がってくると思います。それらを改めて検討委員会に持ち帰って検証を行い、来年度以降の本区における地域部活動の実現に向けた方策の検討、その一助としたいと考えてございます。

具体的に、そういった施行にチャレンジしてみたいと申出のあった学校は、深川第二中学校、深川第三中学校、大島中学校、3校、またその区の試みに対して、企業側としても挑戦、チャレンジしてみたいというお申出があったのが、株式会社モルテン、株式会社東京ユナイテッドバスケットボールクラブ、株式会社クラブ活動支援の3社ということになってございます。

こちらの学校と連携企業のマッチングに関しましては、中学校長会等でこの試行について提案し、実際にお申出のあった中学校と連携企業をマッチングさせていただいたところでございます。今まさに覚書等の取り交わしをしておりまして、この後本格的な試行が始まっていく、またそれらを踏まえて来年度以降の予算要望をどのようにしていくのか、また仕組みをどのようにしていくかという具体的な議論が始まってまいります。

本日は、部活動改革に関する検討状況の途中の経過報告について御説明させていただきました。

以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 これは大変な話だと思うんですけれども、全体的にどういうくくりで第1段階をやっていくかということだと思うんです。部活動の数といったらえらい数になると思うんです。時間的にも。本教育委員会ではまず、例えば最初の3年間ではこのぐらいにして、将来的にはこのぐらいにというような、タイムスケジュールみたいなことを考えていらっしゃるのか。それから、財源の話はさらに大変だと思うんですが、財源について、第1段階はこのぐらいだという腹積もりというか、思いがあるのか。今この新しい取組というのは、株式会社が3社入っていますけれども、この内容

というのは、どのぐらいの頻度でコーチに入られて、幾ら払うのかというところをちょっと想定として教えていただきたいんですが。

守屋教育支援課長 御質問ありがとうございます。まず、こういった段階でステップを踏んでいくかという概略の御質問だったと思いますけれども、国としては令和5年度から段階的に進めていくというふうに申しております。こちらの財源のところとも関わってくるんですが、現状私どもが部活動指導員でありますとか外部指導員を雇用しておりますけれども、そちらの財源は、国と都と区市町村、それぞれ3分の1ずつ拠出している状況がございます。

全てを区のほうで負担していくというのは大変難しい状況もございますので、まさにこの後、スポーツのほうは今月中、文化のほうは来月中を目途に提言が示されるところで、そこに財源的な裏づけがどこまで示されるのかというところを、まさに注目しておるところでございます。それによって、スピード感といったらいいんでしょうか、改革のスピードというものがある程度定まってくるのではないかと考えてございます。

また部活の数も大変多くあるという御指摘をいただきまして、昨年度末現在、本区の中学校もしくは義務教育学校後期課程、全て合わせますと323部活でございます。

小規模な区市町村であれば、休日の部活動の外部委託を、特定の企業等もしくはスポーツ団体等に委託をするという考え方もあるようなんですけれども、本区におきましては、それぞれの地域性もある、学校の特色もある、そういったこともありますので、現段階においては、その学校やその部活動において、どのようなやり方、地域ごとの仕方がベストなのかということを、まさに今年度もう既に始めておりますけれども、5年、6年、7年とおよそ3か年程度かけて徐々に段階的に移行していく、そのような形が理想ではないかというふうに考えてございます。

また、現在といいましょうか、これからこの3校で民間企業との連携を試行していくわけなんですけれども、基本的にこちらはお互いに試行ということで、無償を前提としておるところです。

頻度につきましては、部活によっては週1回というところもありますし、週3回程度というところもありますして、そちらは多少差といいましょうか、そういったことがある状況となつてございます。

全てお答えできているかどうかというところはありますが、概況は以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 はい。ありがとうございました。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

本 田 委 員 ありがとうございます。現在のところ、お試しという感じで始まっていると思うんですけども、まず東京ユナイテッドバスケットボールクラブというのはもう分かりやすいので、バスケットボールチームがあるんだろうなと思うんですが、モルテンさんというのも、そのチームがあるということで御協力いただけるのか、それから3社目のクラブ活動支援という会社名を見る限り、もしかしたらいろんな部活をオールマイティーにできるような、そういう人をそろえている会社なのか、そこをまず教えていただけるとうれしいです。

これからこの検討委員会でいろんなことが取決めされると思うんですけども、この委員会は5年度とかで落ち着いてきたら、委員会としてはなくなるのか、それとも見守るところとしてずっと委員会は残っていくのか、そこはどのようにになっているか教えていただけますか。

守屋教育支援課長 企業の状況ですけれども、モルテンに関しましては基本的には球技の関係が強いと。ボールなどを主に扱っている会社という状況であります。2点目の東京ユナイテッドに関しましては、おっしゃるとおりバスケットボール。こちら3点目のクラブ活動支援さんにつきましては、同じグループの企業の中にバディスポーツさんがございまして、様々なスポーツを提供することができるというふうに聞いておりますが、このたびの試行ではソフトテニス一つ掲げていらっしゃる状況がございまして。

またこの委員会の流れなんですけれども、今御指摘がありましたとおり、今回の部活動改革が終わったら解散ということではなくて、基本的には見守っていく、検証していくという機能があるかと思います。実は、こちらはガイドラインを作成したときに活性化していたんですけども、その後少し活動が落ち着いていたんですが、これでは部活動改革が間に合わないというところで、昨年度からまた急ピッチでこの委員会の活動を再開させたという状況でございまして。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。
ほかいかがでしょうか。

安 部 委 員 ありがとうございます。単純な言い方なんですけれども、この改革というものが、教員の負担をなるべく軽減しようという、そっちに目が向きがちになっているような気がしました。ですので、そちらも大変重要なことであると思うんですけども、ぜひこどもの目線からも、必要なことなのかというのは常に意識してもらいたいなと思いました。

つまり、平日は部活動の担任の先生がやってくださって、休日だけは例

えばどこか別の民間の方が教えてくださって、何かそこでいろんなドラマがあったり、試合に連れていってくれたり、でも月曜に来たら、その先生は全然知らないでは、いろんなことが生まれていかない気がするんです。やっぱりぶつ切れになると、主役はこどもですので、その辺をうまくつないでいただいて、どうやったらこどもが部活を楽しくできるかということは念頭に置いていただきたいなと感じました。

また先生にとっても、部活動をやりたくてしょうがない先生も一方でいらっしゃるはずですので、その方々も十分輝けるというか、自分のやりたいことを本当に発揮できて、こどもたちとプライスレスといいますか、時間を共有できるようなことも御検討いただけるといいなと思いました。

守屋教育支援課長 御指摘、御提言ありがとうございます。御指摘のとおり、この部活動の改革というのは、教員の働き方改革のみではなくて、実は大きな要素としては、生徒の主体的な動き、部活動をやっていくということの両輪が実はございます。

今回私どもが提携を予定している企業の皆様をお願いしているのが、このプログラムを組んだからこのとおり動きなさい、そういったいわゆる技術的な指導だけではなくて、何を目標にしようか、みんなでの体力づくりが目標なのか、地区大会を勝ち抜くところが目標なのか、それをみんなですべて話し合うところからやってほしい。じゃ、そのためには自分たちがどんな練習をしたらいいのか、どのような頻度でしたらいいのか、自分たちで考えながらやっていく部活動というものに、まずはどんどん移行していくということが話として出ております。

また教育との関係におきまして、実は先月、4月26日に、その移行に関する提言案が示されておりまして、その中で、これまでの先生方と生徒の関係性は、大変学校運営上意義があったと価値づけております。その一方、あまりにもそれが偏り過ぎていた節があるのではないのか、そのようなこともありまして、徐々に生徒の自主的な部活動を放課後に保障していくという観点と働き方改革の観点と、両輪でこれから改革が行われていくというふうに承知しております。

この外部委託というのは、実はその中の一部のパーツでございまして、行く行くは様々な形、地域で合同で部活をやっていくという形もあるでしょうし、競技志向の部活もあるかもしれませんし、みんなで楽しく活動しようという部活もあるかもしれませんし、いずれにいたしましても生徒主体の部活動というものに、これから5年、10年かけて大きく変更していく、それに私どもも乗り遅れることがないように、検討委員会やまたその提言などをタイムリーにキャッチして動いていきたいな、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

眞 貝 委 員 人材確保についてなんですけれども、これは各学校、管理職に任せると
いう形になるんでしょうか。

守屋教育支援課長 学校から、実際に地域のこういった人材がいるので、部活動指導員もしくは外部指導員として、区として採用できるかどうかという御推薦のような形で、実際のその雇用に関しましては区のほうで、現状においてやっている状況もございますが、ただ学校では当然探し切れないということもございますので、必要な状況に応じまして、区の公式ホームページを通じまして公募をしております。

その中で、例えば競技成績が優秀だから、誰でもいいから学校に勤めてもらうというわけにはいきませんので、人格的なものといったら変な言い方になりますけれども、実際に多感な時期の中学生年齢のこどもたちと触れ合う中で、一教員に近い立場になる方ですので、そういった人物像を見ながら採用を決め、また各学校にマッチングといいましょうか、お示しをしている、そのような状況がございます。

将来的には、じゃ、全部の学校、300部活全部それをやっていけるのかということ、なかなか難しい場合もあるかもしれませんので、その場合どういったマッチングの仕方がいいのかというところで、一つの方法としては、今企業様との連携というのを試行しておりますが、例えば今度は区の社会体育のほうとの連携をさせていただくとか、様々な方法をこれからまさにいろいろ試していって、この学校にはこのやり方が向いているな、この部活にはこのやり方が向いているなというところを探っていきたい、そのように考えているところでございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。ほかいかがでしょうか。

今、各委員からたくさん御意見をいただきました。これは非常に社会的な関心も高いところでありまして、こどもたちにとっても、先ほど安部委員からもありましたけど、非常に大きな意味のあるものです。

しかしながら今まで国があまり関与せずに、学校や先生方に委ねてきたところがずっと長く続いてきていて、その中にとっても成果もたくさんあったし、いいこともたくさんあった。だけれども、課題も見えてきているというところで、今回大きく改革に乗り出しているところでありますけれども、先ほど課長からもありましたが、今後提言がしっかり出されてきたものを踏まえて、我々もしっかり検討していきたいというふうに思っております。

ただ、安部委員からも大切な御指摘がありましたけれども、やはりこども目線、こどもたちにとってこの活動がしっかりと継続できるようにということも大事ですし、また当然働き方改革という部分もあると思いま

すけれども、様々な問題を解決していかなきゃいけないだろうと思います。眞貝委員からもありましたが、人材の件、それから財源の件、様々なあります。

もっと言うと、これは実は部活動は学習指導要領に位置づけられています。実はそこも今問題視されています。様々な総合的に見て、長い時間がちよっとかかるところはあると思うんですけれども、今提案があったように、様々な我々としては模索をしながら、よりよいところを探っていければというふうに思っております。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 「江東区SNS教育相談2021」の実施結果についてを説明願います。

守屋教育支援課長 私からは、資料13に基づきまして、「江東区SNS教育相談2021」の実施報告についてさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、本事業の目的となりますが、1番に掲げさせていただいておりますけれども、いじめ、不登校、友人関係、もろもろの悩みを抱えながらも、誰にも相談できない生徒に対しまして、SNSといったツールを活用した教育相談を実施し、問題の深刻化を未然に防止する、このようなことを主な目的としております。

2の実施概要でございますが、こちらは2021、昨年度の実績でございますが、区立中学校・義務教育学校（後期課程）の生徒、約8,000名を対象として実施させていただきました。

4月の年度当初から3月の年度末まで毎週月曜日に、時間を区切って実施しております。また、夏季休業の終了間際の2週間につきましては、やはり子どもたちの悩みが募る時期でもございますので、この間は毎日実施するという形でございます。

開設の時間は、こどもの時間をかえって拘束し過ぎてはいけないということもありますので、夕方5時から9時までという時間設定をさせていただいております。

3番の実施結果について御報告いたします。本件について登録した生徒は82名でございました。実際に相談を受けた件数が162件ございまして、これは前年度の158件から、若干ではありますが増加している状況でございます。

幸いなことといたしまして、緊急な通報をするような深刻な案件はございませんで、この教育相談の中で解決する案件、もしくはこちらのSNS教育相談から、学校にいますスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等にケースを引き継いで解決した件が大半でございます。

4番の取組内容と成果でございますけれども、全ての対象の生徒に、2次元コード、QRコードのついた案内カード、これは名刺サイズのもので

すけれども、年間に複数回配布して、本事業の周知を図りました。

また登録してくれた生徒に対しては、相談を受けるのを待つだけではなくて、何かありませんか、もしくは前回相談してくれた生徒で、解決しましたという生徒に対して、その後どうですかという問合せをするなど、一度相談が終わったらそれっきりでおしまいということではなくて、こちらからのアプローチもさせていただいている、そのような状況がございます。

そのようなことをしていく中で、なかなか周りの大人、保護者の皆さんや先生方に相談できなかった生徒が、このSNS相談を通じて初めて自分の問題を解決、もしくは相談することができたという事例もありまして、こういった匿名性もある、また今様のツールであるSNSを活用した相談事業の有用性といったものが、ある程度確認できたのではないかと、そう考えているところです。

また、ポツの4つ目ですけれども、一度きりの相談ということではなくて、継続的に、じゃ、来週の月曜日ともいう形で相談してくれる生徒も多く、相談件数は一昨年度よりも昨年度のほうが増加している状況がございます。

また継続的に相談することで、生徒の悩み、不安感に寄り添っていくこと、またその教育相談をする方の、このとおりにごらんない、ああいふふうにしてくださいだけではなくて、自立的に解決していくような力を身につけたり、また、万が一深刻な事態があった場合、それを防ぐような未然防止の流れ、そういったものにつなげていくことができたと考えてございます。

最後、5番になりますけれども、昨年度の実績を受けまして、今年度どのような取組を行っているのかについて、概要を御説明したいと思います。

引き続き今年度も、昨年度同様に相談窓口を開設してまいります。

そして、これまでスマートフォン等私物の端末からしか、このSNS教育相談にアクセスができませんでした。加えて、LINEのアプリを使用できるアカウントを持っている生徒しか、相談することができませんでした。このことにつきまして本教育委員会においても、何とかならないだろうかというような御指摘等もいただきまして、まさしくそのとおりだなと思ってまいりました。

ようやくここに来まして、もろもろのハードウェア的な環境、ソフトウェア的な環境等が整いまして、生徒に貸与されておりますGIGAスクール構想によるChromebook端末、こちらの仕様も若干変更させていただきまして、本SNS教育相談に限りSNSの相談を受ける、そのような環境を整えることができました。この事業のさらなる活用を図っていく窓口、間口を広げていくことをやっていきたいと思っております。

こちらのペーパーには間に合わなかったんですが、実際に自分の私物の

パソコンやスマートフォンだけではなくて、G I G A端末からアクセスしたかどうか、細かいところまでは追跡できないんですけれども、L I N Eを使っているか、L I N Eを使わずにアクセスしたかということまでは追いかけるような仕組みになっておりまして、その結果、L I N E以外の端末からも相談が実際に今年度入ってくるようになりましたので、まだまだ始まったばかりではありますが、効果が見え始めたかな、そのように感じているところでございます。

御報告は以上となります。よろしくお願いします。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安 部 委 員 ありがとうございます。大変分かりやすかったです。1つ、この相談の案内カードについてなんですけれども、8,000名のこどもには、1枚を1回だけお配りになっているのでしょうか。つまり、本当に危機があったときに身近にこのカードがあるということが大事であって、その状態にないときにカードを渡されても、僕だったらなくしちゃうかなということがあるんです。ですのでできるだけ定期的に配ってもらうとか、身近にこれがあって、ここにたどり着けるんだという環境があるといいのかなと感じました。

あとはChromebookから具体的にどんな感じでアクセスできるのかとか、特定の画面が常に出ているところから、もう本当に分かりやすくここに行ける、何かその窓口が見えているのかどうかとか、ちょっともしあれでしたら教えてください。

守屋教育支援課長 御質問ありがとうございます。カードの配布頻度につきましてですが、年度当初と夏季休業前、冬季休業前の3回配ってございます。そのような形で、常に生徒たちに意識してもらえるような工夫をしているところでございます。

またChromebookからどのようにアクセスできるかというところで、もろもろ技術的な仕様を学務課の協力も得ながら考えていたんですが、最初は、例えばデスクトップにショートカットアイコンを貼るのがいいんじゃないかというような話もあったんですけど、なかなかそれは技術的に難しいことがあるようでして、いわゆるお気に入り、ブックマークに今回入れていただくことができました。ですので、自分の端末を立ち上げて、思い立ったときに、そちらのブックマークからこちらのS N S相談のほうにアクセスできるというような、できる限り簡便な方法ということを今回採用したような次第でございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 了解しました。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

本 田 委 員 本当に何回も言ったことが実現されてよかったなと思っています。ブックマークから入れるよという周知も、このカードには入っていくことになるのでしょうか。

守屋教育支援課長 実は4月の段階では、まだその技術的な変更が間に合っていなかったもので、従来型のLINEのアクセスの方法しか書いていなかったんですけども、Chromebook端末もしくは御家庭の私物のパソコンからもアクセスできるような段階で、学校を通じまして子どもたちには、そういったアクセスの仕方もできるということを通知させていただきました。

ですので今後なんですけれども、夏休み前に新たにカードを配る際には、皆さんのChromebookからもアクセスできますよということも入れていきたいと考えておりますし、それ以外、実は区でやっている相談もありますし、都でやっている電話相談のようなものもありますので、いろんな相談の方法があるんだよ、電話がよければ電話もあるし、チャットがよければチャットもあるしということを、今後も折に触れて生徒にも広めていきたいな、そのように考えているところでございます。

以上です。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

本 田 委 員 もう一つお願いします。すみません。Chromebookからできるようになったということで、中学生よりももうちょっと年齢層を広げるという計画はありますか。

守屋教育支援課長 今まさにそこの御指摘のところを私どもも考えているところです。これもまた技術的な話になってくるんですけども、今それぞれの端末のIPアドレスをもとに設定して、中学生の生徒に貸与している端末と先生方の端末からは、このSNS相談に入れるようになっているんです。今小学生に貸与されている端末は、そこにアクセスできないようなセキュリティ設定になっています。

例えばなんですけれども、小学校で使われている端末は、学年進行でどんどん上に上がってきますので、去年3年生だった児童が今年4年生になった、その切替えをどうしていくのか、その辺りの技術的なものを整理していかなくはいけないので、例えば5年生、6年生に拡充するとなった場合に、その端末が本当に5年生、6年生のものなのか、その辺りの

整合性を取っていくのがなかなか難しいというふうには聞いていますが、ただ対象を広げる、広げないについては前向きに考えていきたいな、そのように考えているところです。

本 田 委 員 すみません。ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

眞 貝 委 員 相談内容についてはもちろんおっしゃれないことは分かっていますが、非常に深刻な問題で救済に至ったというような事例はございますでしょうか。

守屋教育支援課長 あまり個別の詳細な内容は触れられないんですけれども、1つ御紹介できる案件といたしましては、ある生徒が、私は親友にひょっとしたら嫌われてしまったのではないだろうかという心配事を抱えていたんですが、その相談を受けた者が、ひょっとしたら思い過ごしかもしれないから、勇気を持って、例えば声をかけてみたらどうかなという助言をしたら、次回、次の月曜日の相談のところで、アドバイザーというか、相談者のおっしゃっているとおりで、本当に自分の思い過ごしでした、今までどおり仲よくできましたというようなケースもございます。

また、忘れ物が多くて、自分で自分が嫌になるというようなことを言っていた生徒もいたんですけれども、じゃ、メモを取って、学校から家に帰ったら、まずそのメモ取るという、そこから始めてみたらどうだろう。そこから始めてみたらどうだろうというような一つの提案に対して、じゃ、僕やってみるということでやってみたら、実際に忘れ物も減ったし、先生からの指摘といいましょうか、注意というか、それも減ってきたということで、自己肯定感が下がっていった生徒が自己肯定感を取り戻す、一つのきっかけになったというようなケースがございました。

もう一点、何か深刻なケースはなかったかというようなことなんですけれども、実は昨年度、年度途中の報告で申し上げたケースと同様になるんですが、一歩間違えると、ネット詐欺的なところで大きなものに巻き込まれそうになっていたんですけれども、その巻き込まれそうになっている状況を保護者の方にも先生にも相談できずに、どうしよう、どうしようと悩んでいたお子さんに対して、いや、それは君が悪いんじゃないんだから、思い切って保護者やスクールカウンセラーの先生に相談してみればという助言を、何度か何度か繰り返す中で、それを保護者の方にも伝えて解決の方向に向かっていった、そのようなケースがございました。

幸いにして命に関わるような案件であるとか、重大な犯罪に巻き込まれることはなかったんですけれども、少しでも相談の芽が大きくならないうちに気軽に相談していただけるような、そういった相談にしていきたい

いなと考えてございます。

以上です。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

先ほどもありましたが、これだけじゃなくて、様々な相談の窓口、多チャンネルを広げていくこと、またそれを提供していくことが大事で、こどもたちの悩みも多岐にわたりますので、そういったものをしっかりと把握できるように努めていければと思っておりますし、また学校も一人一人に、こういったところもありますけれども、先生方もやっぱり一番近くにいる相談者なので、こどもたちに寄り添ってという話を、今後6月はふれあい月間ということで、ちょっと取組が深まっていくところもありますので、呼びかけを広めていきたいなというふうに思っております。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和3年度江東区立図書館サービス計画の実績報告についてを説明願います。

棚瀬江東図書館長 それでは、資料14-1、令和3年度江東区立図書館サービス計画の実績報告についてを御覧ください。サービス計画につきましては、令和3年度より単年度計画として策定を開始し、今回が初年度の実績報告となります。

1、計画の概要ですが、江東区立図書館経営方針で定める26の取組を推進するために、経営方針の計画期間中、各図書館の具体的な取組（事業）を毎年度取りまとめて、江東区立図書館サービス計画として策定しています。サービス計画の推進に当たりましては、PDCAサイクルを取り入れ、毎年度取組結果を評価し、次年度のサービス計画の内容に反映させることで、サービス向上を図っております。

次に、2、経営方針で定める「目指すべき図書館像」ですが、区民の読書活動や学びを支援し、地域の情報拠点としての図書館としております。この目指すべき図書館像を最終的に実現するための各館の毎年度の具体的な取組（事業）を定めたものが、サービス計画となります。

次に3、令和3年度の取組実績について御説明いたします。概要については記載のとおりとなっておりますが、詳細について、資料14-2、令和3年度江東区立図書館サービス計画取組実績で御説明いたします。恐れ入りますが、資料14-2の表紙をまず御覧ください。

上段の評価基準ですが、実績報告では各取組における評価を4段階の基準を設け評価しており、令和3年度サービス計画に定めた取組について、計画どおり実施できた場合は「適当」と評価し、2としております。サービス計画で定めた取組以上に社会情勢や機会を捉えて進められた取組については、「良」、「優良」といたします。

なお、評価については各図書館からの実績報告を基に、中央館である江

東図書館で取りまとめ、評価をしております。

下段の表を御覧ください。下段は各柱、取組ごとの評価の総括表となります。26全ての取組についてサービス計画で求められる水準は満たすことができたと考えており、2以上の評価としております。

なお、柱1、2、3、重点項目の評価については、各取組の平均点を評価としております。

各取組の評価についてとなりますが、恐れ入りますが、ページを1枚おめくりいただき、1ページ、取組1を御覧ください。左の列に記載の取組概要は図書館経営方針に記載の取組概要となっており、サービス計画では、この取組概要を実現するための具体的な実施計画を定めております。これらの取組概要に対応するサービス計画の取組実績について評価をしたものが、左の列の評価となります。また、右の列の全体的な評価については、左列の評価の平均点としております。右列については、各取組の全体的な評価と主な取組実績を記載しております。

なお、1ページ以降につきましては、経営方針に定めた26の取組ごとに取組実績、評価を記載しておりますので、詳細については後ほど御確認ください。

恐れ入りますが、資料14-1にお戻りください。資料14-1の2ページを御覧ください。4の総評となりますが、区立図書館では、令和3年度は新型コロナウイルスの影響により、令和2年度に引き続き、おはなし会やイベント等が一部中止となりました。しかしオンラインを活用した非対面型サービスの拡充を図ることができました。また、こどもプラザ図書館の開設に向けた準備を計画どおりに進め、本年5月15日に開設いたしました。

一方、中高生に向けた取組の充実や電子図書館の導入に向けた検討など、各取組における課題については、令和4年度において引き続き検討を進めるとともに、次年度、令和5年度のサービス計画の策定に当たっては、今回の評価を基に課題解決に向けた取組を各図書館で計画し、さらなる図書館サービスの向上を図ってまいります。

説明は以上となります。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安 部 委 員 ありがとうございます。ちょっと1点教えてください。取組の24のホームページ等の充実という中に、主な取組実績で、江東図書館のほうにある記載です。これはたしかオーパックと読むと思うんですけど、オンライン蔵書目録のことを指していると思うんです。そちらの書籍情報に直接つながるようになっているという点なんですけれども、こちらは全館的にやるという意味でここが最初の取組なのかということと、あとはこのオンライン蔵書目録って全部が見えてしまうので、それを見てしまうと、

置いていない本とかも場合によってはどんどん見えてしまうからこそ、ここに一部というふうに記載しているのかなと思うんです。どんなふうにこのOPACを使っていこうかという、取組の先のイメージがもしあれば教えてください。

棚瀬江東図書館長 こちらの記載の内容なんですけれども、江東図書館のほうでお薦め本の紹介というものを掲載しております、ただホームページに掲載するだけでなく、1部の図書についてはクリックするとそのままOPACのほうにつながりまして、そこから予約なり貸出し状況を確認できるというような形で設定したものです。

こちらは江東となっておりますのが、システム全体を統括しているのが江東図書館ということですので、江東図書館で実施しましたら全館同じように使えるということになります。

以上となります。

安 部 委 員 ありがとうございます。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。

では私のほうから。中の取組1のところに、こどもプラザ図書館の開設準備のことについて書いてありますけれども、開館して少したちましたが、現状どんな状況か、報告いただけたらと思います。

棚瀬江東図書館長 こどもプラザ図書館は開館しまして約2週間たってまいりました。この間入場者数の推移なども見ておりますと、土日に関しては1,000人を超える状況などもございまして、かなり活用が図られているといった状況でございます。

また、特にChallenge Wednesdayの水曜日の放課後につきましては、私自身も見に行ったんですけれども、小学生がグループ学習スペースでお友達とお話ししながら読書をしたり、世界の地図を見てこれはこうだと言っていたりとか、あとは奥の閲覧学習室でも、そこはちゃんと静かにするところだということで、掲示はしてあるんですけど、きちんとルールを守ってこどもたちが使っているという状況があったかと思います。

ただ一方で、まだちょっと4階の児童館機能の部分につきましては、使い始めというところもありますので、これからこういった形でそのルールというものを決めていけばいいのか、みんなが気持ちよく遊べるためにどうしていったらいいのかといったところは、こどもたちの意見も聞きながら、緩やかなルールをつくっていきたいということで考えております。

以上となります。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。開館して順調に進んでいるということですので、今後推移を見守りながら、さらによりよい活用ができるといいかなというふうに思います。

本報告については以上で終了いたします。

次に、報告事項５ 学校施設の収容対策について及び協議事項１ 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第１０条に定める施設状況の公表については、区議会及び関係諸機関との審議状況との関係があるため、秘密会といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 ただいま、全員一致の賛成を得ましたので、江東区教育委員会会議規則第１２条第１項の規定により、報告事項５及び協議事項１は秘密会といたします。

報告事項５ 学校施設の収容対策について及び協議事項１ 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第１０条に定める施設状況の公表については互いに関連する案件ですので、一括して説明を受けた後、審議いたしたいと存じます。

それでは、本案について事務局より説明願います。

星 名 庶 務 課 長 それでは私のほうから、報告事項 学校施設の収容対策について及び協議事項 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第１０条に定める施設状況の公表についてのうち、小中学校及び義務教育学校の状況について御説明をいたします。

まず、報告事項の学校施設の収容対策についてというところで、資料１５を御覧いただければと思います。学校施設の収容状況につきましては、毎年５月１日現在の住民基本台帳及び児童生徒数を基に、将来推計を実施しております。今般は令和１０年度までを推計いたしまして、収容対策が必要な学校を取りまとめたところでございます。

なお、こちらの表に記載のものにつきましては、小学校の３５人学級への移行を前提とした収容対策となっております。

資料記載のとおり、今後収容対策が必要とされる学校につきましては、小学校１１校、中学校２校、義務教育学校の前期課程１校となっております。昨年度から、明治小学校、第三大島小学校が収容対策が必要な学校からは外れ、新たに枝川小学校、有明小学校が収容対策が必要ということになったところでございます。必要に応じて教室改修により収容対策を検討してまいります。

なお、有明西学園につきましては、前期課程での利用可能な教室については超過するものの、後期課程との合計で必要教室は超過いたしませんので、こちらでの対応を考えているところでございます。

本区の児童生徒数につきましては、減少に転ずる時期が来ると想定はさ

れておりますが、当面は児童生徒数の増加が見込まれておりまして、現状の推計では収容対策を実施して、ぎりぎり収容が可能な学校がまだ多くありますので、引き続き推移を注視しながら、適切な収容対策を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、協議事項 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表についてでございます。資料16を御覧願います。本条例につきましては、学校や保育園など公共施設の収容に関わることから、一定規模のマンションを建設する場合に、事業者がその土地取引を行う前に、区長にその旨を届け出なければということが定められておりまして、これを受ける形で、区長が公共施設の状況を公表すると規定しているものでございます。

本日は公表が予定される施設のうち、教育委員会所管の小学校、中学校、義務教育学校、きつずクラブの状況について御説明をいたします。

まず小学校の状況でございます。資料の2ページを御覧ください。表の児童数、クラス数については5月1日現在の数字でございます。次の最大使用教室数につきましては、先ほどの収容対策で御報告した10年度までの児童生徒数の推計値から、必要となる最大の使用教室数を記載してございます。

次の利用可能教室数につきましては、改修等を必要とせず普通教室として利用できる現在の教室数でございます。最大使用教室数が利用可能教室数を超えるものにアスタリスクがついておりまして、先ほど御説明いたしました収容対策が必要な学校となっております。いずれも特別教室の普通教室への改修というところを検討してまいります。

次に中学校の状況でございます。資料の4ページを御覧ください。表の記載方法については小学校と同様となっております。収容対策が必要な学校については2校となっております。

次に義務教育学校についてでございます。資料の6ページを御覧ください。有明西学園の前期課程で収容対策が必要となりますが、先ほど御説明しましたとおり、後期課程との合計で充足していることから、合計での教室で対応を検討してまいります。

私からの説明は以上でございます。

笠間地域教育課長 私からは、江東きつずクラブの状況について御説明させていただきます。

お手数ですが、同じ資料16の7ページをお開きください。江東きつずクラブの5月1日における登録状況についてでございます。

まず、全学年の児童を対象とし、入会要件を設けていない、A登録の状況。こちらにつきましては、小学校及び義務教育学校全46校で実施してございます。表の最下段に記載のとおり、合計で6,071名、昨年同時期の登録者数は6,507名でございまして、対前年比436名の減となっております。

1枚おめくりいただきまして、次にB登録の状況でございます。こちらは学童クラブ機能を有するものでございまして、保護者の就労等が登録の要件となるものでございます。表に記載の入会可能数とは、児童1人当たりの面積1.65平方メートル以上を確保するに当たりまして、利用実態を勘案し算定した人数となっております。

B登録のうち、まずは小学校内設置のクラブでございます。専用スペースの確保が困難な4校を除きました、計42校で実施しております。実施していない4校につきましては、次のページに記載の近隣にある学校外クラブを、その受皿として対応を図っているものでございます。5月1日現在の登録状況ですが、表の最下段に記載のとおり、入会可能数は4,096名、登録数は3,360名となっており、前年から92名の増となったものでございます。

続きまして、次のページ、B登録・学校外クラブの状況についてでございます。5月1日現在の入会可能性は1,629名、登録数は1,006名でございまして、前年からは51名の増となっております。

私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。資料15のほうでちょっと1点教えてください。利用可能教室数と最大使用教室数の差をお示しいただいていると思うんですけれども、毛利小学校だけがこの差が5クラスもあって、ちょっと目立つなという印象があるんです。大規模校でもないのにという気がしたんですが、この辺は何か事情がありますでしょうか。

星 名 庶 務 課 長 毛利小学校につきましては、学校選択の希望が多い学校でございまして、それでこの12から17の5教室を全て普通教室の改修等で対応することは今のところ困難なんですけれども、あわせて先ほど申し上げましたとおり、学校選択の中で例えば受入れをやめるとか、受入数の上限を設けるとかというところに対応して、あわせて収容対策というのは実施していけると考えてございます。

以上でございます。

安 部 委 員 ああ、なるほど。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

安 部 委 員 はい。

本 多 教 育 長 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。協議事項１について、承認することに御異議
ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを承認いたします。
なお、秘密会の会議録につきましては、本来、教育委員会会議規則で非
開示とすることになっておりますけれども、区議会の審議終了後、公開す
ることにいたしたいと存じます。
それでは、以上をもちまして令和４年第５回江東区教育委員会定例会を
閉会いたします。ありがとうございました。